

「日琉同祖論」と「民族統一論」——その系譜と琉球の近代——

興那霸潤

本稿の目的は、日本内地と琉球弧の住民の生物学的な出自が同一であるという意味での「日琉同祖論」の起源を解明することにある。太平洋戦争後の米国占領下での「沖縄祖国復帰運動」を背景として、明治政府による琉球王国の併合である「琉球処分」は戦後歴史学の文脈では「日本民族の統一」に纏わる問題として語られ、「琉球処分は眞の民族統一と呼べるか否か」が長く学問的な争点を形成してきた。近年における国民国家論の流行は「眞の民族統一」なる観念そのものが虚構であるという視角に立つことで近代日本研究における方法論上的一大転回をもたらしたが、その一方で——というよりもそれに——、明治政府が「民族統一」という（捏造された）大義を掲げて「琉球

処分」を正当化したのだ、という形で歴史を記述する傾向にはより拍車を駆ける形となり、結果として今日、「日琉同祖論」もまた、明治政府の同様の政策を補完する政治的言説として位置づけられている。⁽²⁾

しかしながら、筆者はそのような視角自体がある種の時代錯誤、ないしは認識論的誤謬を犯していると考える。たとえば、琉球所属問題をめぐる日清間での最初の正式交渉は一八七八（明治一二）年九月に駐日公使何如璋と寺島宗則外務卿の間で始まるが、同月二七日の対談で寺島が提示した琉球領有論の根拠は以下のようなものであった。

元來我国ノ琉球ヲ管轄セシハ凡三百年程以前ヨリノ義ニテ、當時ハ之ヲ薩摩ニ委任シ、我国人ヲ遣シ其政治

ヲナシ、又琉球ヨリモ薩ヘ役人ヲ詰サセ其用ヲ聞ケリ。
……何方ヨリモ其土地ヨリ税ヲ收メ候者ヲ以テ管轄者
トス、公法書類御覽相成候ハハ相分リ可申候。……書
籍ニタトヘ昔ハ属国ト載タリト雖モ現在其実政ノ及ハ
サル処ハ証トスルニ足ラス。

つまり清国に対する明治政府の主張とは、一六〇九（慶長一四）年の島津家久の琉球征服により琉球王国の徵稅權を薩摩藩が取得して以来琉球は日本領である、という歴史認識なのであり、そこでは琉球人という人間集団やその出身などはそもそも問題ではなかったのである。⁽⁴⁾したがって、

国民国家論の視角から「琉球处分」を考察する際に問われるべきであったのは、「問題の端緒においては人種・民族論と無縁であった「琉球处分」が、なぜ、どのようにして、

れる、近世琉球の改革者として知られる宰相・向象賢（羽地朝秀）の『羽地仕置』に残された一六七三（延宝元）年の尚貞王宛建議を検討する。歴史学や人類学の諸研究でも、「熟々思惟するに、此の國の人の生れ初めは、日本より渡りたる事、ゆめ疑ひあるまじく、さればこそ、末世の今に至るまで、天地山川五形五倫鳥獸草木の名に至るまでも、皆日本と共に通である」との旨が書いてあることを「日琉同祖論」の成立と解釈されることが多い史料であるが、既に高良倉吉の指摘のある通り⁽⁵⁾、これは大変に問題を含む理解である。

当春、久高島知念江祭礼事ニ付、国司被参筈ニ而候故、愚意了簡之所及、申入候

（三ヶ条略）

一、右祭礼旧規と被思召候はミ、せめて一代ニ一度か、う問い合わせたのであり、そしてそのためにこそ、「日琉同祖論」を記述する（とされる）史料群の形成とその解釈の変遷、言説としての流通の系譜を辿る思想史的作業が必要とされるのである。

一 近世——向象賢建議と為朝渡琉伝說

まず、「日琉同祖論」の原点としてしばしば取り上げら

五穀も人同時、日本より為渡物なれば、右祭礼何方ニ而被仕候ても同事と存候事。

(一ヶ条略)

右熟思慮廻候処、一として、「久高島知念江祭礼事ニ付、國司被參」のは「理ニ為当事無御座候、強而留度存候得共、憚多御座候間、叡慮次第と存候、仍而不顧愚才短慮、如此候、以上。」

丑三月十日 羽地按司^⑦

以上に掲げた原文を見れば分かるように、確かに「五穀も人同時、日本より為渡物なれば」と言つたとき、「人」源を説く一節は見られるが、原史料のコンテクストがあくまで久高島・知念への祭礼に君主が赴くことへの批判として出されていることに注意する必要がある。つまり君主の行幸を「旧規」とする意見に対し、そのような伝統の權威を喪失させるためのレトリックとして、「日琉同祖論」とされる向象賢の言説は機能しているにすぎないのであり、それを近代の同一民族論、つまり住民の同一性によつて政治的帰属を論じるという文脈にそれを移し替えて読むことは、史料の歴史性を無視した誤謬なのである。

さらに重要なのは、一七四三年に編纂が開始される王国の正史『球陽』に収録された琉球神話によれば、この祭礼が君主親臨で行われていた理由は、久高や知念が琉球の開闢神話において植物が自生し農耕の起源となつた場所だったことに由来するということである。^⑧なぜなら、そのよう

な慣行を改変しようとする向象賢の立場にあつては、「五穀も人同時、日本より為渡物なれば」と言つたとき、「人」よりも「五穀」の日本起源の主張にこそ主眼があつたと考えられるからである。同書にはこの進言により国王の久高・知念行が廢止されたことも記されているが、そこには当然ながら「日琉同祖論」云々の記載はない。^⑨

次に、その向象賢の「日琉同祖論」と関連付けてしばしば語られる、源為朝の渡琉伝説はどうであろうか。第一に指摘しなくてはならないのは、為朝伝説とは琉球尚氏の王統が源為朝の子孫だとするものであり、「王室」の起源神話でこそあれ「琉球民族」のような住民レベルでの出自論とは関係がないことである。近世日本における「為朝伝説」の代表的テクストと目される新井白石の『南島志』(一七一九)享保四年)においても、この伝承は「世系第二」と題された編年体の王統史のなかで為朝の子とされる「舜天王」即位の背景として挿話的に挙げられているにすぎないことが、それを端的に物語るといえる。^⑩

この事情は白石よりも為朝來琉を「皇國化」^⑪日本文化への同化の基点として強調した歴史記述として指摘される、伴信友の『中外經緯伝草稿』(一八三五)天保六年)においても変わらない。たとえば、琉球の言語をめぐる以下のような記述は、近代における「民族論」との差異を明確に

示すものであろう。

さて「中山」伝信録に、琉球の字母なりとて、片仮字を真といひ、草仮字を草といひて、今の普通体をいろは書に並べ載て……また琉球語を載て、天を町（テン）、日を飛（ヒ）、月を子急（ツキ）、星を夫矢（ホシ）など数多対音を記せるが、多くは皇国言なり（其中に訛りたるものあれど、其はもとより琉球にて訛り、また清人の聞訛れるもあるべし）。是によりて推考するに、舜天王となりて後、阿多等とかたらひて、いろは仮字をはじめ、平生上國にて書あへる文字づかひを教習はしめ、のちまた漸に漢字漢語をも上國にて用ふさまによみ書きを教習はしめたりなる⁽¹³⁾。

近世日本における為朝伝説流行の背景を、紙屋敦之は「源義経蝦夷渡り伝説」や「朝比奈義秀高麗落ち伝説」とあわせ、明清交代の影響下で成立した所謂「日本型華夷秩序」、つまり日本を宗主国とみなして琉球・朝鮮・蝦夷地との間に結ばれた擬似的な朝貢関係を正当化するイデオロギーとしているが、信友の言語論を支えているのもまさに同様の中華世界的な思考法であると考えられる。中華世界においては「文字」のような文明を意図的に下賜することこそが権力の正統性を根拠付けるのであり、朝貢冊封關係の成立以前に「文化」の同質性が存在している必要はない、否むしろ存在しては不都合なのである。

二 近代I——日本内地の史料状況

舜天王が「教習はしめ」たが故である、というこの言語論は、例えは近代西洋由来の言語学的系統論に則った人種論・民族論とはまったく位相を異にしている。後者であれば、為朝來琉などよりも遙か昔、有史以前における日本語と琉球語の共通性・同根性こそが主張されねばならない。しかし信友の場合は、日本人の英雄の子孫である琉球王が文字を教えた、ということこそが日琉文化の同質性を語るべきなのであって、「もともと同じ言葉を使つていた」というのはかえつて都合が悪いのである。⁽¹⁴⁾

まずは、琉球政府の保管史料に対する明治政府の態度では、これらの近世史料群が民族論的な「日琉同祖論」として解釈されるようになるのは、いっさいの時点であろうか。誰しもが想定するのが、「一八七九（明治一二）年四月の沖縄県設置に前後する「琉球処分」の時期であろうが、冒頭に述べたとおりそのような既存の歴史像は実態に則していない。本節ではそのことを別の角度から論証しておきたい。

ある。伊藤博文は渡琉直前の松田道之に宛てた書簡で「此節着琉处分之際、文禄年間島津征服之後琉球王へ授与シタル十五ヶ条之命令書、並ニ王ヨリ島津家へ差出候誓書之写、此外琉球ト島津トノ関係書類、並ニ從來支那ト関係之書類等、不残取揃鄭重ニ御保存御持帰相成度候、此段為念申入置候也」^[16] 「明治二二年」三月十二日^[17]と、名指して「島津征服之後」の「琉球ト島津トノ関係」に纏わる政治史料を中心収集するよう指示している。住民の生物学的起源ではなく薩摩藩による徵稅權取得が琉球領有の根拠であつたことに対応した指令であるが、結果としてこの際に接收され以降東京の内務省に保管された「旧琉球藩評定所文書」も同様の内容となつた。同史料の原本は関東大震災で消滅し現在入手不可能であるが、一九〇三（明治三六）年に文科大学史料編纂掛が筆写したその目録が東京大学史料編纂所に現存している。^[18] 同目録によると、向象賢の「日琉同祖論」が提出された一六七三（延宝元）年の文書は「一 案書」（四三号）・「一 下状写」（四四号）・「一 徒大和下状」（四六号）の三点のみであり、史料の形態からして向象賢の建議だった可能性があるのは四三号だろうが内容等は一切特記されておらず、目録編纂の時点では彼の「日琉同祖論」の史料は収集されていなかつたか、されていても注意をひかなかつたことになる。

次に、内地のアカデミズムにおける日琉関係史の論調である。周知の通り、琉球所屬問題の完全な清算がなされるのは一八九四（明治二七）年の日清戦争であり、これに日本が勝利し台湾・澎湖諸島までの領有権を得ることで問題は自然消滅の形をとるが、その二年後、一八九六年の『史学雑誌』に発表された菊池謙一郎の論文「琉球が本邦及び支那に対せし関係を論ず」は、日本の歴史学者が同テーマを扱った初の学術論文であり、歴史学的な琉球史研究の原点を見るとともに「琉球問題」消滅後における日本側の琉球観を探る上で恰好のテクストである。その冒頭、菊池は自らの立場を表明するべく、執筆当時に存在していたいくつかの琉球観を俎上に上げているが、本稿の文脈では以下の一節が注目される。

琉球王の祖先は我邦より渡りたりとの説を立て、琉球は神代より我に属せりと主張するものあれども、これは事理に明らかなならざる言と謂ふべし。何となれば歴史上国土の所属如何ハ他國の其国に及ぼせる権力の如何に因りて定まるものなれば、たとひ其祖先ハ我邦の祖先と同一なるも同族なるも、歴史上の事実にして我に属したこと明かなならざる限は勿論我属国と称すべからざるを以てなり。若し現在他人の所有に帰する邸宅に到り、汝の祖先と我祖先は同族なれば汝の邸宅は即

ち我的邸宅なりと主張するものあらば、誰か其愚を笑ハざらんや。況んやかの琉球王の祖先なりと言伝へる一男一女は我邦よりも渡りたりといふことのすでに臆説たるに過ぎざるに於てをや。故に余は此論を草するに當り琉球王の祖先穿鑿を度外に掛けり。⁽¹⁹⁾

つまり、菊池が仮想敵として想定するのは、あくまで「琉球王の祖先は我邦より渡りたりとの説」という、一般住民でなく「君主」レベルの同祖論であり、しかもそれすらも否定しているのである。では菊池自身が採用する琉球帰属論の根拠はといえば、「国土の所属如何を断定するにハ多くの要件あれども本論に於てハ左の三要件を知悉せば足れり」と思考す。一、琉球にては本邦若くは支那に租税を納めたりしや。二、琉球にては本邦若くは支那の法律命令を奉したりしや。三、琉球の主治者は本邦若くは支那より任命せられしや。余は主として右の三要件に拠り歴史上琉球の所属を断定せんとす」という一節に明らかなように、本稿冒頭で見た一八七八年の寺島宗則の説明と同じ基準を取つてゐるのである。

すなわち、「琉球処分」の際に明治政府が収集し内地へと移管した史料群には向象賢の「日琉同祖論」は含まれていなかつたか、少なくとも注目されておらず、日清戦争によつて「琉球問題」自体が消滅し、いわば思うがままの併

合正当化論が可能となつた状態にあつても、内地の日本人歴史学者たちからは「日琉同祖論」による歴史解釈が出てこなかつたと推測される。したがつて「日琉同祖論」としての向象賢建議の「発見」の舞台は、以下に述べるとおり琉球において見出される。

三 近代Ⅱ——琉球、『羽地仕置』の発見

向象賢の「日琉同祖論」を収録する『羽地仕置』は近世琉球研究の基本史料とされながら、その第一人者と目される高良倉吉すら「その成立年代や編集の経緯を知る手がありが残つていない」とする文献でもある。しかし校訂者である東恩納寛惇の以下のよき回憶は、その成立過程に光を当てる端緒となる。

羽地仕置と云ふまとまつたものが初めからあつたわけではなく、各所管役所で、廻文例寄と称する事務書類に綴込まれたもので、評定所を始め、御近習御書院それぞれの役所にこの種の綴込はあつたのである。……
それ故に、同じ仕置が事務関係の参考書類として、各役所の綴込の中にあるわけで、これを拾ひ集めて、一冊にまとめ、羽地仕置と云ふ標題を附けたのは多分沖縄県庁の琉球資料であつたらうと思ふ。これは後に

県立図書館に移管され、これから転写されて流布本となつた。この流布本を版にしたのは、明治四十年に出版した伊波君の古琉球初版本の附録と、昭和十年に故島袋源一郎君が沖縄郷土協会から、仮綴の冊子として出したものとの二種だけである。

つまり向象賢の手になる文書類は本来琉球王府の各部局に分散して保管されており、それを『羽地仕置』という一書に編集したのは沖縄県庁だというのである。では、沖縄県庁において成立したと東恩納が推定する『羽地仕置』はいつたいいつ頃に作成され、そしていつからそこに収録されている向象賢の建議が「日琉同祖論」として読まれるようになつたのであらうか。この問い合わせる上で注目されるのは、内地から赴任した学校教師であり、当地での東恩納の師でもあつた加藤三吾の一連の琉球研究であろう。加藤は一八九九（明治三二）年七月に沖縄県立中学校に着任して以来、病を得て一九〇二（明治三五）年五月に帰京するまでの間、琉球各地での歴史・民俗調査に従事しており、その記述は当時の研究水準や沖縄における史料利用状況を探る手がかりになる。

加藤は一九〇三年一月の『東京人類学会雑誌』に寄せた論文において、「舜天は鎮西八郎為朝の子であるとか、天孫氏は日本より渡来したとか、の伝説は向象賢が『中山

世鑑を作つた時から始まつて居ます」と、『中山世鑑』を典拠に向象賢の日本人渡琉説を紹介している。その三年後、一九〇六年一〇月に新たな赴任地である佐世保市の出版社から発行した『琉球乃研究 上』には「羽地按司朝秀向象賢が、慶安三年に中山世鑑六冊を撰したのが、抑も琉球史の嚆矢で、遺老伝、仕置書なども亦此時にできた」・「之を其遺著仕置書なるものに徵して見るに」と、『仕置書』なる史料が向象賢の名と共に紹介されているので、遅くとも加藤が沖縄を離れる一九〇二年五月までには今日『羽地仕置』の名で知られる書物が編集され、閲覧可能な状態になつていたものと思われる。

しかしながら、一九〇三年の論文における向象賢の「日琉同祖論」が『仕置書』ではなく『中山世鑑』から引かれていることが示唆するように、加藤は『仕置書』中の「日琉同祖論」には気づいていなかつたようである。それをより顯著に示すのが、一九一六（大正五）年の『琉球乃研究』再版用草稿と初版本との差異である。すなわち、再販用草稿の「第七章 琉球の言語文章」序には、「宜野湾親方朝保」や「チエムブレン氏」と並んで「羽地王子朝秀」とその著書「仕置書」の名が挙げられ、今日『羽地仕置』中の「日琉同祖論」とされる記述が「琉球に於て記紀万葉では鎌倉時代の古語を夥しく見出されるのは決して偶然では

あるまい⁽²⁶⁾』という言語同系統論の典拠として引かれているのに対し、一九〇七（明治四〇）年七月に出た同書初版の該当部にはこの記述が存在しない。この両版の差異から、おそらくは明治・大正の転換期において、『羽地仕置』のなかに向象賢の「日琉同祖論」が読み出されたという推定が成り立つ。したがって、同時期に琉球知識人のリーダーとして精力的に活動し、加藤もまた草稿で謝辞を寄せている⁽²⁷⁾、東恩納寛惇や伊波普猷の言説をこの観点から検討する必要が出てくるのである。

四 東恩納寛惇——為朝伝説の変容

内地由来の歴史研究者であつた加藤と、現地知識人を代表する東恩納の歴史観の差異を象徴的に示す事件として知られているものに、「為朝伝説論争」がある。⁽²⁸⁾一九〇六年四月に東恩納は『歴史地理』と『琉球新報』に「おもう」伝承を中心とする諸史料を検討し、明確に為朝と断定し得る根拠はないしながらも概ね伝説を史実とする論考を発表していたが、同年一〇月に刊行された先述の『琉球乃研究上』において加藤は伝説の史実性を完全に否定した。その論拠は①『保元物語』が伊豆大島から一夜で辿り着いたとする「鬼ヶ島」を沖縄島に推定するのは地理的に無理であるとする

がある、②為朝上陸という事実から地名が生まれたとするより、後世に地名を基にして為朝伝説が創出されたと考えるのが自然である、③初めて為朝伝説を唱えたのは向象賢の『中山世鑑』だが、これは薩摩の歓心を買って日中両属を維持するための政治的策略によるものである、④仮に日本人の豪傑が流れ着き舜天王の父となつたという現地の伝承が真実であつても、それを為朝と断定する根拠がない、というものであった。⁽²⁹⁾これに対し東恩納は翌一九〇七年五月、『琉球新報』上で反論の筆を執るが、実は①および④は東恩納自身も認める論点であつたため、反論は③に集中することになる。

「東恩納の反論の根拠は主として二系統であり、ひとつは『中山世鑑』以前から為朝伝説は存在する」というもので、一九〇七年五月の『琉球新報』では薩摩の禪僧南浦文之の「討琉球詩序」、同年一一月の同紙および翌一九〇八年二月の『歴史地理』では僧袋中の『琉球神道記』という共に慶長期の薩摩侵攻以前に書かれた史料に伝説が見えることを指摘している。もうひとつは一九〇七年七月の『琉球新報』に発表した、島津氏が自らの功績を誇るべく慶長の侵攻を外国への出兵と見なしていたことを根拠に、「為朝伝説を持ち出して日琉間の親近性をいうことは政略上有利でない」とする主張である。いざれにせよ加藤の論を修

正するものでこそあれ、それ自体として為朝渡琉の事実性を証明するものではないにも関わらず³²、実証史家として後世に名を残す東恩納がこれらを以つてあくまでも伝説を史実とするのは非合理であり、ここに為朝伝説が琉球人全体のアイデンティティに関わる事実となつていることを見出しうるのである。

既に確認したように、近世期における本来の「為朝伝説」はあくまでも琉球王尚氏のみの起源伝承であり、近代的な人種論・民族論などとは無縁のものであった。しかしながらあくまでもその史実性を主張したい東恩納はその論理のなかで伝説を別の方向へと動かしている。例えば一九〇七年七月の「三度為朝伝説に就いて」において、伝説を「琉球を『日本と』同祖同血の一小嶼国とする」と表現するのは、「琉球」を「琉球王」と見なせば辛うじて伝説の歴史的実態に即すものではあるが、後述するよう伊波普猷らによる日琉同祖論の台頭を見ていた当時においてはやはり「琉球民族」と「日本民族」との「同祖同血」として読まれた可能性が強いと思われる。このような焦点の移行をより顕著に物語るのは翌一九〇八年二月「為朝琉球入琉球に就いての最旧説」の以下の一節である。

吾人がここに注意すべきは、尚清の晩年より支那思想の漸く勃興し来りたるにも拘らず、該神歌は猶ほ国家

の祭典に頌せられつつ有りし事にして、沖縄人の祖先崇拜の慣習はあらゆる政治的利害問題と対抗して、其祖先の讚美歌を擁護せしなり。これはた以てこの伝説が政策上虚構せられたるものにあらざる事を反証すとなす可からざるか。如上論じ来る所に由りて、為朝伝説は何等政治的意味より作為せられたるものにあらず、古くより琉球辺境の田園詩人によりて歌はれつつ有りし事を知るを得べく、而して同時に為朝渡琉の肯定説は更らに一步を進めたるものと信ず。³³

引用中の「該神歌」は東恩納が一貫して伝説の根拠とした「おもろ」の一節を指すが、それを彼はここで突如として「沖縄人の祖先崇拜の慣習」と結び付けている。さらには政治性を脱色された「琉球辺境の田園詩人」なる不可解な表象までも持ち出し、それが「為朝渡琉の肯定説」の根拠となるとする。つまりこの時点において初めて、「為朝伝説」は王家のみでなく「沖縄人」全体の「祖先」をめぐる伝承となつたのである。

さらに重要なのは、このような「伝説」のいわば民衆化と同時期に東恩納が向象賢を「日琉同祖論」の主唱者として発見していくことである。論争当時東恩納は東京帝國大学文科大学史学科（国史学）で卒業論文を執筆中であり、また論争相手の加藤が著作において前述の通り「仕置書」

を典拠としていることからも、当然『羽地仕置』も資料として紐解くことになったと推測されるが、一九〇八年七月一一日、同大学を卒業するに当つての卒論「琉球方面より見たる島津氏の対琉球政策」においては明確に「彼れ【向象賢】は日本趣味の技芸を以て、官吏任用令を定めたるなり。彼れは、初めて国文を以て中山世鑑を書き、其仕置書には、言語上より日琉同祖論を唱へたり。從来、地方田園詩人の口碑に遺りし為朝伝説を、国史と対照して具体的に祖述せしも彼れなり。要するに、彼れは戦後萎靡したる人心を振興し、世界の大勢の赴くところに従はしめんとせしなり」と、向象賢の「仕置書」の記述を「言語上より日琉同祖論を唱へた」ものと記述している。既に述べたように向象賢をそのように読むことは歴史性への配慮を欠いた誤読なのだが、同論文においては東恩納の議論はさらに極端な形を取る。

吾人は、今や百尺竿頭、更らに一步をすすめて、此両属てふ歴史上はた國際上珍奇なる事例を聞きたる琉球の政治家が、其自國の地位に就きて、果たして如何に自覺したるかを吟味すべき機会に遭遇せり。暫らく人種論を離れ、伝説の外に立ちて、琉球の政治家が発達せる政治機關の下に於いて自覺し得べき範囲内に在りては、琉球は、正しく一個の独立王国にてありき。彼

等は、自家の文化を以て賛美し得べき祖先の歴史を有したり。彼等の或者は、其言語、風俗の上より見て、琉球人が、日本民族と祖先を同うせる事をおぼろげながらにも自覚したり。然れども、人種論と国体論とは、必ずしも一致すべきものにあらず。彼等の義務とし信ずるところは、王国として遺されたる国家を、王国として伝ふるに有りき。故に、あらゆる卑屈なる手段といへども、彼等に取りては、其國家の運命を持続すべき、外交政策に外ならざるなり。⁽³⁵⁾

日中両属下の琉球人は、「日本民族と祖先を同うせる事をおぼろげながらにも自覚」しながらも、「人種論と国体論とは、必ずしも一致すべきものにあらず」という考え方のもとに、人種ではなく「王国として遺されたる国家」の方を継続させることを選んだ、とするこの記述は、明らかに「人種論と国体論と」が「一致すべき」だという考え方の存在を意識してなされている。近世東アジア世界には無論のこと、「琉球処分」時の日本側の主張にすら存在していなかつたそのようなイデオロギーが、琉球人自身の手によつて、自らの歴史を評価する尺度として見出されているのである。

五 伊波普猷——琉球処分像の形成

このような東恩納の歴史記述の背景には、帝國大学での「同郷の先学」であった伊波普猷の影響があつたと考えられる。一般に近代における「日琉同祖論」の代表と見なされる伊波ではあるが、一九〇〇（明治三三）年からの第三高等学校時代の諸論考では琉球人の起源に関して多様な見方を示しており、未だ迷うところがあつたように思われる。注目されるのは東京帝國大学一年次に『東京人類学会雑誌』誌上に発表した「琉球群島の单言」（一九〇四・明治三七年）で、鳥居龍造から得たチエンバレンの『琉球文典』をもとに「言語その他の方面から考へて見るとこの島々の住民は日本人がまだ九州の或る地方に居て上田〔万年〕博士の所謂P音を盛に用ひて居た頃に移住して行つたのであらうかと思はれます」と記していることだろう。この後伊波は言語学を修めて一九〇六（明治三九年）七月に帰郷するが、いわばここで初めて、歐米起源の言語系統論に基づく人種起源論が、帝國大学という近代学知の供給装置を媒介して琉球人にも接合されたのである。³⁸⁾

伊波は帰郷直後の一〇月二八日から翌一九〇七年二月までの半年間に渡り、師範学校や尋常小学校、さらに自宅を

開放しての琉球史の講演活動を行う。内地の最高学府卒業生に寄せる官民の期待は高く、『琉球新報』も好んでこの講義を取り上げたが、その総決算として一九〇六年一二月五十九日の同紙に発表されたのが「沖縄人の祖先に就いて」である。³⁹⁾連載初日、伊波は「古史神話の語る所によれば沖縄人の祖先も矢張天から降つたといふ事であるが、この所謂天なる所は果たしてどの辺を指すのであらう。余は少しくこの問題の解釈を試みよう」として、「古史神話」を字義通りに取るのではなくそれを現実の歴史に比定する方針を示す。そしてその後に掲げられるのが、かの向象賢の「日琉同祖論」なのである。⁴⁰⁾

二百三十一年前に死なれた羽地王子向象賢はその「仕置」といふ隨筆の中に「竊惟者此国人之生初は日本より為渡儀疑無御座候然者末世之今に天地山川五形五倫鳥獸草木の名に至迄皆通達せり雖然言葉之余相異者遠国之上久敷通融為絶故也五穀も人同時日本より為渡物なれば云々」といふことを書いてゐる。氏は言語の類似を見て沖縄人を直ちに日本人種に属するものとしたのである。氏の時代は日本崇拜の時代であつたことを心得て置かねばならぬ。

見てのとおり、伊波は本来「五穀も人同時日本より為渡物なれば」の後に続くはずの「右祭礼何方ニ而被仕候ても

同事と存候事」の部分を略することで、元來は久高島での農耕儀礼に対する反対論であつた向象賢のコンテクストを消失させ、代わりに自らが専攻した言語学の文脈を持ち込むことで、向の議論を「言語の類似を見て沖縄人を直ちに日本人種に属するものとした」もの、すなわち言語系統論モデルによる「日琉同祖論」として読み出している。その上でそれを「土俗」（二月六日）や「オモロ」の伝承（二月七日）、「一昨年（明治三十七年）の夏鳥居〔龍藏〕氏が沖縄探験の結果」（二月八日）といった人類学的な資料と照合した上で、一二月九日の連載末尾においては以下のように結論する。

幸いにして余が研究の結果は沖縄人が日本人たる資格はアイヌや生蛮が日本人たる資格と自ら別物であることを教えた。シカシ二千年の間この南島に彷徨したことであるからいくらか変種になつてゐるに相違ない。今や吾等は二千年前に手を別つた兄弟と邂逅して同一の政治の下に生活するやうになつた。余は常に沖縄の言語風俗習慣等を内地のソレに同化させる外に双方の血を混ずるといふことは国民的統一の点から見ても沖縄人の幸福の点から見ても然るべき手段と思ふ。是れ二千年といふキレメをつなぐ唯一の手段である。⁽⁴⁵⁾

つまり伊波において「日琉同祖論」は「沖縄人が日本人人

たる資格はアイヌや生蛮が日本人たる資格と自ら別物であること」の証明として機能していたのであり、それに基づいて伊波は琉球処分を「二千年前に手を別つた兄弟」との「邂逅」として捉えなおしたものである。この論説「沖縄人の祖先に就いて」は幾度かの改定を経て、一九一一年（明治四四年三月には「この書を坪井正五郎先生並びに鳥居龍藏氏にさゝぐ」という内地人類学者への献辞を掲げた処女作『琉球人種論』となり、同年一二月には代表作『古琉球』初版にも収録され、東恩納の回想にもあつた通り当の『羽地仕置』を附録として出版されるのである。

そして時代が大正へと移行すると、このようない波の理解は琉球および内地のメディアにおいても一般的なものになつていった。伊波とも知りである記者横山健堂によつて一九一三年（大正二年七月一九日から『大阪毎日新聞』に連載が始まつた記事「薩摩と琉球」は間を置かず『沖縄毎日新聞』にも転載されるが、同年九月一九日の『沖縄毎日新聞』に載つた「薩摩と琉球（三十九）日琉同祖説上」では、「琉球人の祖先は如何といふ事は問題である。乍併、此の問題は今日に於ては殆ど解決されたものといふて善い。則ち日琉同祖といふ事になるのだ。古来、日琉同祖の説に就ては、日本、琉球、ともに学者の説が一致して居た。日琉同祖説は、則ち、廢藩置県後、速やかに沖縄県をして他

府県同様に同化せしめた尤も有力なる条件である」と、「日琉同祖論」は「古来」から日琉の「学者」に一致した主張であり、それが琉球で「廢藩置県」を成功させ「沖縄県をして他府県同様に同化せしめた尤も有力なる条件」と位置づけられている。そしてこの時点においては、そのような言辞を了解し得るような条件が琉球人にも整えられていたのであろう。二ヶ月弱ほど前の同年七月三〇日の『沖縄毎日新聞』明治天皇一周忌号には、「明治天皇と琉球の廢藩置県」という以下のような記事が見える。

素本県は独立の国家とは云ひ乍ら頗る他と選を異にし、本民族の一部が或歴史上の原因に依り移動し南海に避在して永く本土と隔絶したるもの、云はば他の諸藩の群雄割拠の時代より分国したるも同然にて、別れたる同胞が一つに集合還元するは当然の事理たらざるべからず。而かも偶其の機会なりしものが明治天皇の聖世に逢ふて一に抱合結束し天下晴れての大日本国民たるを得たるは何との幸福将や光榮ぞや。

この記事は『大阪毎日新聞』には見えず、沖縄版独自の論説と考えられるが、ここでもやはり琉球処分が「別れたる同胞が一つに集合還元する」もの、すなわち「民族統一」であったとして把握されているのである。

一九一五（大正四）年一一月一〇日、大正天皇即位に際

し、伊波自身かもしくは伊波に影響された官吏の推薦によって、向象賢は蔡温・宜野湾朝保らと合わせて天皇から贈位された。⁽⁴⁹⁾ここに、向象賢を「日琉同祖論」の祖とする伊波や東恩納の歴史観は、ついに支配者たる帝国政府からの承認を受けたのである。

六 現在へ——今、「民族」をどう捉えるか

一九五二（昭和二七）年、『校訂羽地仕置』の出版に際して東恩納は以下のようないふを記した。

但だここに考へ度い事は、彼れ「向象賢」が、現実にあつて心にもなき迎合を事としたのでは断じてなく、本土の源流に復帰する事が眞実の在方であるとする深い堅い信念を有ち、この信念を貫くためには、身命をさへ抛出す覚悟を有してゐた事である……我等の郷里の現状が、慶長終戦直後のそれと酷似してゐる事に想到した時に、仮令時勢がちがつて、忠孝もなく、恭儉もなく、なまじい民主の名の下に、目前の生活のみが、唯一の目標となつて来たとは云ひ条、成敗を未然に懼れて現実の勢力に迎合するを以て能事とし、民族の面目、眞実の帰趨を顧みないやうなことは、我が向象賢の為ざざる所であつたらう事を痛感する。⁽⁵⁰⁾

つまり沖縄地上戦以降の米国による占領統治を「慶長終戦直後」、すなわち薩摩藩によるそれとのアナロジーによって把握した上で、「民族の面目」のために「本土の潮流に復帰する」⁽⁵³⁾ことを目指した人物として向象賢を位置づけたのである。これによつて戦後日本においての「日琉同祖論者」としての向象賢像は決定的なものになつたと考えられる。一方で一九四七（昭和二二）年八月に死去した伊波自身の思想が積極的に研究の対象となり、「琉球処分」を「民族統一」として捉えるその歴史観とあわせて、冒頭で述べたような戦後歴史学以降の「日琉同祖論」の扱い方が形成されたと考えられる。

本稿が明らかにしたのは、「日琉同祖論」が近代以前に起源を持つものではなく、かといって明治政府が併合正当化の論理として発明したものでもなく、むしろ被抑圧者であつたところの琉球知識人たちが「琉球処分」や「本土復帰」を「民族統一」として抱きとめるために見出し、語り継いできたものだという事実であった。ナショナル・アイデンティティが国家によつて铸造されるという「公定ナショナリズム」のイメージに則り、「国民」や「民族」概念の脱構築によつて「近代批判」を行ふ、という九〇年代以降の国民国家論の趨勢が見落としたものを「日琉同祖論」の系譜は指し示している。「民族」とはむしろ、支配

機構との間に齟齬を感じる民衆の側から生じた、不安定な自らの境遇を国家と和解させるための投企ではなかつたか——そのようなものとして近代日本思想史における同概念の展開を辿る作業は、別稿に委ねたい。

注

(1) その諸相は新里恵一編『沖縄文化論叢 1 歴史編』平凡社、一九七一年を参照。

(2) 小熊英一『日本人』の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮』新曜社、一九九八年、六六九頁。森宣雄「琉球併合と帝国主義、国民主義」『日本学報』（大阪大学）二〇号、二九頁。

(3) 横山学編『琉球所屬問題関係資料 8 琉球所屬問題』本邦書籍、一九八〇年、一六七—一七〇頁。

(4) この事情と背景は別稿にて仔細に検討する予定だが、一点指摘するならば当時の西洋の国際秩序が「国民国家」原理を採用していなかつたことが理由として挙げられる。たゞWheaton『万国公法』の原本であるHenry Wheaton, *Elements of International Law* (6th ed. 1855) は“A State is also distinguishable from a Nation, since the former may be composed of different races of men, all subject to the same supreme authority”⁽⁵⁴⁾、Nation と State の無関係性を主張してゐる。加藤周一・丸山眞男編『日本近代思想大系

(15) 翻訳の思想 岩波書店 一九九一年、七頁。

(5) 宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文館、一九七七年、一

二五頁。山路勝彦「近世日本にみる沖縄認識・覚書」『馬

渕東一先生古稀記念社会人類学の諸問題』第一書房、一
九八六年、四四一―四四三頁。

(6) 高良倉吉「『羽地仕置』に関する若干の断章」『日本東

洋文化論集』（琉球大学）六号、一〇〇〇年、一二六一―

二九頁。

(7) 琉球新報社編『東恩納寛惇全集2』第一書房、一九七
八年、一七二一―一七三頁。

(8) 球陽研究会編『球陽——読み下し編』角川書店、一九
七四年、九四頁に「歴年亦久しく、麦・粟・黍、天然に久
高に生じ、稻苗、知念・玉城に生ず。始めて民に耕種を教
へて農事興る（麦は春熟し、稻は夏熟す。是の故に旧制は、
国君、毎年二月久高島に幸し、四月知念・玉城に幸して、
親しく自ら祭を致し、以て皇天后土成物の徳に報ゆ。）と
見える。

(9) 同書、二二〇頁。

(10) 宮城、前掲書、一二五頁。

(11) 原田禹雄訳注『新井白石 南島志 現代語訳』榕樹社、
一九九六年、二四四一―四五頁。

(12) 大田英昭「近世日本の琉球認識の形成と変遷」『思想
史研究』（東京大学）一号、二〇〇一年、一七頁。

(13) 市島謙吉編『伴信友全集3』国書刊行会、一九〇七年、
一七一―一七二頁。

(14) 引用箇所の注として記された以下の記述に苦心の様が
読み取れる。「舜天より後に皇國の言に習れ、片仮字など
を用ふる世となりて、巫祝などの作りて占方に用ひ、其由
來を上古の天人に依托言せるものなるへし。君美「新井白

石」ぬしの見られたる百余字は、また後に作れるものなる
べし」（同書、一七一頁）。琉球人の文字の本当の「由來」
は何としても為朝渡琉、「以降」に設定される必要があつた
のである。大田、前掲論文、一八頁も参照。

(15) 紙屋敦之「江戸上り」、琉球新報社編『新琉球史——
近世編(F)』琉球新報社、一九九〇年、二五一―二七頁。

(16) 下村富士男編『明治文化資料叢書4 外交篇』風間書
房、一九七二年、二八六頁。

(17) 末尾に「内務省総務局文書課蔵本 明治三十六年八月
謄写」とある。比嘉政夫編『文献史料による近世沖縄の社
会・文化史的研究』琉球大学・短期大学部特定研究紀要、
一九七九年、一一〇頁。史料群の形成過程については真

栄平房昭「琉球王国評定所文書に関する基礎的考察」『九
州文化史研究所紀要』（九州大学）三五号、一九九〇年、
一八七一―一九〇頁、および木崎弘美「琉球関係史料伝來の
歴史的背景」『日本歴史』六一五号、一九九九年、六〇―
六一頁も参照。

(18) 同書、七二頁。梅木哲人によると、文書原本のうち焼失を免れて現在確認できるのは東京大学法学部に残る筆写本「琉球評定所記録」に抄録されたもののみだが、四三、四六号に関してはそこにも採録されておらず（比嘉編、前掲書、四七頁）、やはり内地においては注目されぬ史料であつたことを傍証していると思われる。梅木哲人「旧琉球藩評定所書類目録について」比嘉編、前掲書所収、六六頁。また、東恩納寛惇が「明治四十年頃に大抵は目を通し、必要の分はノートに取り、自分だけの心覚に内務省文書としておいた」（『東恩納寛惇全集2』二二二頁）分が現在、沖縄県立図書館郷土資料室に『東恩納寛惇編史料ノート』および『東恩納寛惇編内務省文書』として所蔵されており、筆者は全文を複写および同館『史料編集室紀要』一二号（一九八七年）の校訂版で閲覧したが、やはり向象賢の「日琉同祖論」は収録されていない。

(19) 菊池謙一郎「琉球が本邦及び支那に対せし関係を論ず」『史学雑誌』七巻九号、一八九六年、七六七—七六八頁。

(20) 菊池、同論文、七六九頁。

(21) 高良、前掲論文、一二五頁。

(22) 『東恩納寛惇全集2』、二二一—二二二頁。

(23) 実際、目録の類において「仕置」という表題が現在確認しえるものとしては一九一四（大正一三）年の『琉球

史料目録』が最古でありそれ以前には遡れず、まだ前近代期の古文書の発見が相次ぐ先島諸島でも「仕置」の写本は発見されていないといわれる。那覇市企画部文化振興課編『那覇市史資料篇1——10 琉球資料上』那覇市役所、一九八九年、三頁。

(24) 加藤三吾「琉球雜記(2)」『東京人類学会雑誌』二〇二号、一五三頁。もつとも、『中山世鑑』には為朝伝説は詳述されているが、「天孫氏は日本より渡來した」との記述は見えない。加藤が何を根拠にこう述べたのかを確定するに足る史料はないが、おそらくは『中山世鑑』の序に編纂理由を「一は則ち先王、本に報じ遠を追うの深意なり、一つは則ち後裔をして、萬殊の一本なる所以を知らしめんとするのみ」（伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書5 中山世鑑』井上書房、一九六二年、三頁）とあるのを同祖論ととつたものかとも思われる。実際、弟子の東恩納は戦後一九五二年一二月の講演「沖縄文化史上に於ける向象賢先生の位置」において同箇所を「沖縄をして、本に報い、始に反り、且つその子孫をして、万殊一本、万水一源の道理を知らしめる事を目的としたもの」でありすなわち「羽地仕置の日琉同祖論に直結するもの」と解釈している。『東恩納寛惇全集4』、一九七八年、三五〇頁。

(25) 加藤三吾『琉球乃研究 上』魁成舎、一九〇六年、一九二一五頁。

(26) 加藤三吾『琉球の研究』未来社、一九七五年（原著一九四一年）、一二八—一三九頁。

(27) 加藤三吾『琉球乃研究下』魁成舎、一九〇七年、一二二頁。

(28) 「大正五年 仲秋」付の再版草稿「自序」に、「大日本地名辞書琉球部を起稿して令名ある東恩納寛惇氏と、古琉球を公にしたる伊波普猷氏とは、共に琉球出身の新進文学士なり、予が琉球の研究を改刷するに当たり両氏に負ふ所頗る多し。茲に言明して謝意を表す」（『琉球の研究』未来社版、四頁）とある。

(29) 野口武徳「琉球の研究」の学史的位置 前掲未来社版『琉球の研究』、二六三—一六四頁。外崎克久『北の旅人——沖縄に魅せられた教師・加藤三吾の生涯』御茶の水書房、一九八二年、四四一六一頁。

(30) 『歴史地理』八巻四号の「為朝琉球渡来に就きて」と『琉球新報』四月一日～六日の「為朝事蹟考」であり、史料として引用された「おもろ」は具体的には運天港への落武者の上陸を歌つた（と解釈される）以下のものである。
せりかくののろの、あけしののろの。あまぐれおろちーへ（雨雲降ろして）、よろいぬらちーへ。うむてん（運天）つけて、こみなとつけて。かつおうだけ（勝宇岳）さがる。あまくれおろちへ、よろいぬらちへ。やまと（大和）のいくさ、やしろ（山城）のいくさ。（『東恩納

寛惇全集1』、一九七八年、二八一頁）

つまり、「やまとのいくさ、やしろのいくさ」の文句を保元の乱に敗れた源為朝の台詞と拡大解釈するのである。なお東恩納の為朝伝説論はすべて『東恩納寛惇全集1』に収録されているため、以降注記を略す。

(31) 加藤、前掲『琉球乃研究上』一三一一五頁。

(32) 実際、加藤は再版用の草稿において、三番目の論点の記述のみは改めたものの、為朝伝説を虚構とする主張はまったく変更していない。未来社版『琉球の研究』、三三一三四頁。

(33) 『東恩納寛惇全集1』三〇〇頁。

(34) 『東恩納寛惇全集1』三一三頁。

(35) 『東恩納寛惇全集2』五〇・五一頁。

(36) 一九〇一（明治三四）年の「眠れる巨人」では「起きよ三十六姓の子孫、唐榮の士民、暗黒なる沖縄が再び公等を要するの時期は来れり」（服部四郎・仲宗根政善・外間守善編『伊波普猷全集10』平凡社、一九七六年、九頁）と中国系移民である「閩人三十六姓」の活躍を評価する一方、翌一九〇二年の「琉球に於ける三種の民」では「三山の争乱の如きはたこの人種的競争に帰因するものなるに氣付かむ」（同書、一三頁）と中世沖縄本島での北山・中山・南山の争いを人種集団の抗争として捉える枠組を提示している。一九〇三年の「海の沖縄人」も中国や東南アジアに貿

易綱を展開していた時期の琉球王国を「海上王国の建設」

(同書、一七頁)と称えるものであり、むしろ「日本」へ

収斂しないところに琉球のアイデンティティを求めたものと読むことができる。

(37) 『伊波普猷全集8』、一九七五年、四三六頁。

(38) 東京人類学会会員でもあつた伊波が内地の人類学的琉球人像を受容・移植していく過程については、富山一郎「国民の誕生と「日本人種」」『思想』八四五号、一九九四年、四八一五〇頁、中村淳「日本人類学の「まなざし」」『科学技術史』一号、一九九七年、八一一八六頁に詳しい。

(39) 例ええば一九〇六年(明治三九)年一〇月三一日の記事

「琉球史の研究と伊波氏」では、「氏が今日に於ける琉球歴史の講演が将来に於ける県民の自覺を喚起するに就て貢献なしとは云ふべからざるなり。吾人は県民に向つて琉球歴史の研究の奨励せられんことを希望するなり。斯くて彼等が此の二十世紀の初頭に於て目覚ましき活動を為しつゝある日本民族と同種同根……民族の發展は終に此の東洋に於ける大活動を現出すべき民族との連続を保つべき先天及び後天の約束たりしを知るに於て、余師少なからざるを信するもの也」と、同祖論と関連づけて伊波の講演の有用性を強調している。琉球政府編『沖縄県史¹⁹——資料編⁹ 新聞集成(社会文化)』巖南堂、一九六九年、三〇三頁。

(40) 比屋根照夫『近代日本と伊波普猷』三一書房、一九八一年、六五六九頁。

（41）筆者が『伊波普猷全集11』の著作目録をもとに調査し

た限りでは、この「沖縄人の祖先に就いて」の引用箇所が、伊波が向象賢の「日琉同祖論」に言及した最初の例である。

(42) 琉球政府編、前掲書、三〇五頁。

(43) 引用の直後に「琉球最後の政治家宜野湾朝保氏」および「言語学者チヤムブレン氏」の議論を引いた上で、「チヤムブレン氏の説は向象賢氏の説と暗合している」(『琉球新報』、一九〇六年(明治三九)年一二月六日)と結論するところを見れば、伊波の狙いは明白であろう。

(44) 琉球政府編、前掲書、三一〇頁。

(45) 同祖論によつて「アイヌや生蛮」との差異化を図るといふ着想がいつ、いかにして伊波に芽生えたのか、は重要な検討課題であろう。琉球史一般では一九〇三年(明治三十六)年の第五回大阪内国博覧会で発生した所謂「人類館事件」が一つのメルクマールとされるが、ここでは一九〇五年五月一日の『琉球新報』に載せた隨想「その折り折りに、『これつまり神話伝説の類似が体質言語等の類似と共に二種族の間の密接な関係を示すものなるを知らない罪である。若しこれらの関係がなかつたなら沖縄人が日本人たる資格は單に政治的であつて台灣の生蕃や北海道のアイヌが日本人たると同様の関係に於て立つのである』(『伊波普猷全集10』、三四頁)とあるのをその嚆矢としたい。

(46) 『伊波普猷全集7』、一九七五年、二頁。

(47) 沖縄版で同年八月二三日付の彼の記事に「鄭元偉の書は、私は那覇の友人伊波普猷氏の所属の一幅を見たばかりだが」云々とある。なお同連載は一九一四年に横山の著書『薩摩と琉球』として東京の中央書院より刊行され、「日琉同祖説」の部分も収録されている（一一八頁）。

(48) 琉球政府編、前掲書、五九一頁。

(49) 鹿野政直『沖縄の淵——伊波普猷とその時代』岩波書店、一九九三年、一二二頁。

(50) 『東恩納寛惇全集2』、一四八頁。

(51) 鹿野政直によれば伊波の墓と顯彰碑は沖縄に一九六一年に樹立されるが、注目されたのは一九七一（昭和四七年）の「日本復帰」の前後であり、一九六八年から毎日八月一三日の「物外忌」が始まり、七〇年代を中心多く研究書が世に問われた。鹿野、前掲書、vi—vii頁。

(52) 周知の通り、アンダーソンは丸山真男を媒介に「の「上からの」国民形成モデルを日本に適用している。ベネ

ディクト・アンダーソン『増補想像の共同体』白石隆・白石さや訳、NTT出版、一九九七年、一五八—一六一頁。

(53) 英訳した史料によつて立論するため原語のニュアンスを表象できているか疑問な点もあるが、類似した觀点を追求しているものにKevin Michael Doakの一連の「民族」概念研究がある。“What Is a Nation and Who Belongs: National

Narratives and the Ethnic Imagination in Twentieth-Century Japan,” *The American Historical Review* 102(2), 1997. 発説位置の問題を最重要視するあまり、近代的な国民国家觀や民族論一般との差異を強調しすぎる感があるが、富山一郎の「暴力に対峙する言葉」（一一一頁）としての伊波思想論にも同様の示唆があると考える。『暴力の予感——伊波普猷における危機の問題』岩波書店、二〇〇一年、第二章。

※本稿は科学研費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部を含みます。また沖縄研究上の論点については中村淳先生（東京大学大学院助手）のご助言を賜り、史料閲覧に際しては沖縄県立図書館奉仕課の皆様に便宜を図つていただきました。本年六月二六日の第一回韓日次世代学術フォーラム（釜山・東西대학교）、および七月九日の第二回カルチュラル・aigne・シンポジウム（琉球大学）でも内容を発表し、参加者の方々と議論する機会を得ました。記して感謝します。

（東京大学大学院）